

令和3年5月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和3年5月20日（木）18時
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 氏家義雄委員， 2 都築和子委員， 3 高畑強委員， 4 藤田諭史委員，  
5 松本健委員， 6 立石泰夫会長， 7 田中渉委員， 8 内田猛委員，  
9 杉原倫代委員， 10 松岡一雄委員， 11 大前純一委員， 12 瀬川治  
会長職務代理者， 13 福崎元文委員， 14 松原影明委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 杉山 和也， 係長 我部山 美治
7. 議 案 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について  
議案第4号 農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集  
積計画について  
議案第5号 農地中間管理事業法に係る農用地利用配分計画について
8. 報 告 報告第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について  
報告第2号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価  
(案) について  
報告第3号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につ  
いて

9. 議 事  
局 長

それでは、ただいまより、令和3年5月の農業委員会総会（定例会）を  
始めさせていただきます。

まず、はじめに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろし  
くお願いします。

会 長

皆さん今晚は、5月6月の定例会につきましては、午後6時からの開会

ということでご案内したところです。あいにくの雨で、農作業に支障を来している状況となっておりますが、例年であれば農繁期で忙しい時期でありますので、この時刻からの開会としたところであります。秋の農繁期の定例会についても午後6時からの開会としており、今年度の状況を参考に、来年度の開会時刻を検討したいと考えております。例年より1か月程度早く梅雨入りしておりますが、まだ裸麦の刈取りが終わっていないところが見受けられ、野菜は収穫が出来ず、やきもきしているところでありますが、晴れた時、農作業に精を出して頑張っていたきたいところです。

香川県における新型コロナウイルス感染者は増加しており、病床使用率はステージ4と逼迫しております。善通寺市においても連日感染者が出ている状況でありますので、十分に気をつけていただくようお願いします。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

それでは、令和3年5月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思しますので、ご協力をよろしく申し上げます。

本日の議事録署名人には、8番の内田委員さんと、9番の杉原委員さんの両名、よろしく申し上げます。

それでは早速ですが、議案に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請を、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の1ページ2ページで、5案件でございます。

番号1ですが、贈与による所有権移転の案件でございます。

【申請人読み上げ】

【申請地読み上げ】

本案件は、申請地が自宅から近く耕作に便利であり、経営規模拡大を図る譲受人の要望により所有権を移転する話がまとまったため、申請がされ

たものです。

なお、申請地には水稲・レタスを作付けする計画が提出されております。

次に番号 2 ですが、売買による所有権移転の案件でございます。

【申請人読み上げ】

【申請地読み上げ】

本案件の申請人は兄弟であります。兄が相続した申請地を、認定農業者である弟に所有権を移転する話がまとまったため、申請がされたものです。

なお、申請地には水稲・レタスを作付けする計画が提出されております。

次に番号 3 ですが、贈与による所有権移転の案件でございます。

【申請人読み上げ】

【申請地読み上げ】

本案件は宅地と農地に挟まれた申請地を、農地の所有者が取得するものであります。譲受人が農地を取得した後の経営農地は 8 アールであり下限面積制限に該当しますが、農地法第 3 条第 2 項ただし書、及び、「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること。」と規定されている農地法施行令第 2 条第 3 項第 3 号に該当いたしますので問題はないと考えます。

なお、申請地には水稲を作付けする計画が提出されております。

次に番号 4 ですが、使用貸借権設定の案件でございます。

【申請人読み上げ】

【申請地読み上げ】

本案件の貸人は、労力不足により農地の管理に困っておられました。一方、借人は三豊市に農地を所有されておりますが、近くの農地での営農を希望していたところ、両者で話がまとまり申請地の貸借することとなりました。

借人の経営農地は 18 アールであります。申請人が同じである本案件と番号 5 の許可をいただいた後の経営農地は 30 アールとなり、下限面積

要件をクリアすることとなります。

なお、申請地に果樹を栽培する計画が提出されております。

次に番号 5 ですが、売買による所有権移転の案件でございます。

【申請人読み上げ】

【申請地読み上げ】

申請理由は番号 4 と同じであります。

なお、申請地には野菜を栽培する計画が提出されております。

以上、5 案件、登記地目は田が 4 筆、畑が 1 筆、面積は 2,826 m<sup>2</sup>であります。

申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有機械の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第 4 号の農作業常時従事要件、及び第 7 号の周辺地域との調和要件の審査基準を全て満たしており、第 5 号の耕作の用に供する 30 アールの下限面積要件につきまして、番号 3 の案件においては、ご説明いたしましたとおり、農地法第 3 条第 2 項ただし書に該当、その他の案件は満たしております。そのため、農地法第 3 条第 2 項の各号の禁止要項には該当しないため、許可相当と考えております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、2案件でございます。

番号1ですが、売買による所有権移転であります。【申請人読み上げ】

申請内容は、譲受人が【申請地読み上げ】の所有権を取得し、住宅2階建1棟72.29㎡を建築するものです。

申請理由は、譲受人である大林様は賃貸住宅で居住されていますが、子供の成長に伴い手狭となってきたため、土地を取得し住宅を新築することを計画したものであります。

なお、本申請地は準工業地域に指定されている第3種農地であります。

番号2ですが、使用貸借権設定の案件です。

【申請人読み上げ】

申請内容は、借人が【申請地読み上げ】に使用貸借権を設定し、住宅平屋建1棟139.32㎡を建築するものです。

申請理由は、現在借人は、賃貸住宅で居住されておりますが、子供の成長に伴い手狭となっているため、実家に近い申請地を祖父から借り受け、住宅を新築することを計画したものであります。

なお、本申請地は4月2日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第3種農地であります。計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上、2案件、登記地目は田が2筆、転用面積は676㎡であります。提出書類には特段不備はなく、転用についての、近隣の農地関係者の方との調

整を了しており、審査基準を満たすものであることから、特に問題は無いと考えておりますので、2案件すべて、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1は〇〇町ですので、〇〇地区の委員にご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

先日現地を見てきました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議をお願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号2は〇〇町ですので、〇〇地区の委員にご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。委員4名で現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議をお願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第3号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、議案第4号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画について、議案第5号、農地中間管理事業法に係る農用地利用配分計画についての、3議案を一括して事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、議案第3号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、議案第4号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画について、議案第5号、農地中間管理事業法に係る農用地利用配分計画についての、2議案についてご説明いたします。

議案第3号につきましては、賃借権、使用貸借権という従来の集積計画であります。議案第4号につきましては、農地所有者より公益財団法人香川県農地機構が借り受け、耕作者に転貸するもので、両方の貸借を一括して行う場合は、農地中間管理事業法第19条の2の規定により利用集積計画となるものです。

議案書の最終ページの1枚前に総括集計をお開き下さい。

今回の農用地利用集積計画は、総件数161件、415筆で、面積は380,924㎡であり、うち新規は144,723㎡、更新は236,201㎡であります。なお、利用権設定率は、全農地の32.3%であります。今回提出されました農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。

議案第5号、農地中間管理事業法に係る農用地利用配分計画につきましては、現在の借受者が耕作不能となったため、新たな借受者に転貸するものであります。このため、議案第4号のように所有者から農地機構を通じて借受人までを一括した議案とはならないため、別議案としております。配分計画としては、要件を満たしているものであり、問題は無いものと考えます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、議案第3号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、議案第4号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画について、議案第5号、農地中間管理事業法に係る農用地利用配分計画についての、3議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、議案第4号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画について、議案第5号、農地中間管理事業法に係る農用地利用配分計画についての、3議案につきましては、原案のとおり決定をいたします。これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。

続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認について、事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、報告第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認についてご説明いたします。議案書の最終ページで、1案件でございます。

番号1ですが、残存小作地の合意による解約であります。

【申請人読み上げ】

本通知に係る農地は【申請地読み上げ】残存小作地ではありますが、賃借人の労力不足により返還を申入れたところ合意を得られたため、通知され



たものです。なお、離作補償はありません。

今月は1件の通知がありました。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、報告第1号、農地法第18条第6項解約通知報告について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、報告第1号につきましては、通知のとおり受理することに決定いたします。

続きまして、報告第2号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）、報告第3号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について事務局より説明をお願いします。

局 長

報告第2号及び報告第3号について、関連がございますので、一括してご説明します。

報告第2号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、別途配付させていただいている資料をご覧ください。8ページ分あります。1ページから順に概要を申し上げます。ローマ数字の番号でI、農業委員会の状況について、本市の農業の概要や農業委員会の体制について記載しています。2ページ、II、担い手への農地の利用集積・集約化について、これまでの集積面積や令和2年度の集積実績や目標達成に向けた活動について記載しています。3ページ、III、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、近年の新規参入者の実績などについて記載しています。4ページ、IV、遊休農地に関する措置に関する評価について、遊休農地の調査実績などについて記載しています。5ページ、Vは違反転用への適正な対応について、農地パトロールなどにより発見した違反の実績等を記載しています。6ページから7ページですが、VIは農地

法等によりその権限に属された事務に関する点検について、農地法3条に基づく許可事務や農地法4条や5条に基づく転用に関する事務等の内容について記載しています。8ページ、Ⅶは地域農業者等などからの主な要望・意見及び対処内容については、特にその項目に該当するものではありませんでした。下段、Ⅷは事務の実施状況の公表等については、総会の議事録の公表の方法等について記載しています。

次に報告第3号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてですが、3ページ分ございます。Ⅰ、農業委員会の状況について、令和3年4月1日現在の農家・農地等の概要、農業委員会の体制でございます。

2ページ、Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化について、令和3年4月現在の現状及び課題、令和3年度の目標及び活動計画(案)でございます。下段、Ⅲ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、平成30年から令和2年度の新規参入の状況及び課題、令和3年度の目標及び活動計画(案)でございます。3ページ、Ⅳ、遊休農地に関する措置について、下段、Ⅴ、違反転用への適正な対応について、令和3年4月現在の現状及び課題、令和3年度の活動計画(案)であります。

この令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につきましては、本市農業委員会において修正等していただいた計画を、香川県農政水産部農政課経由で農政局に提出し後、ホームページで公表することになります。

つきましては、委員様より、お寄せいただいたご意見等を参考にしまして、計画の修正をしたいと思いますので、何かご意見がありましたら6月7日(月)までに農業委員会事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。推進委員の方にも、依頼文と点検評価(案)と活動計画(案)を同封しておりますので、お伝えいただくようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告第2号及び第3号の説明を終わります。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありま

した，報告第2号，報告第3号について，皆様方のほうから，何かご意見，ご質問はございませんか。

(全委員意見，質問なし)

会 長

ご質問等はないようですが，持ち帰り再度目を通していただき，何かご意見がありましたら6月7日（月）までに農業委員会事務局までご連絡ください。

これで本日の議案審議等については，全て終了いたしました。

これをもちまして，5月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 18時38分 終了